

### 対象団体認定申請団体一覧

No.	A 団体の基本情報						B 要綱の要件に関する情報											C 団体に対する寄附金・支援金交付限度額								
	団体名	設立	会員数	代表者名	団体所在地	直近の決算総額(支出)	第9条第1項各号(団体への支援金の交付対象要件)											第11条第1項(団体への支援金の額)								
							(1)区の施策と整合する主な活動	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	寄附件数	寄附金額	支援金交付限度額						
1	公益社団法人国際センター	平成21年4月1日	14名	神田 広興	東京都中央区日本橋本町2-6-13 山三ビル7F	200,858,140 円	教育分野に特化したNGOであり、メコン5か国の経済的に教育機会に恵まれない子供たちへの1対1の国際教育里親制度の提供を軸に様々な教育支援プロジェクトを実施する。	ウ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1 件	10,000 円	7,000 円	
2	公益財団法人教育支援グローバル基金	平成23年6月1日	10名	橋本 大二郎	東京都渋谷区松濤1-26-18 園ビルディング1F	64,152,977 円	様々な事情で社会的に困難な立場に置かれた若者たちの社会参画を促進すべく、奨学金支給、人材育成プログラム、調査・発信活動を行っている。	ウ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1 件	3,000 円	2,000 円
3	公益社団法人日本図書館協会	平成26年1月21日	2,591名	植松 貞夫	東京都中央区新川1-11-14	237,615,414 円	図書館振興、調査・研究、出版等に関する事業のほか、中央区基本構想における基本政策8「豊かな学びにあふれ健やかな体を育むまち」及び基本政策9「人々のつながりが広がる文化の香りと平和に包まれたまち」に資する図書館振興に係る講演会等イベントの開催、日本図書館協会図書館の公開なども行っている。	エ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1 件	10,000 円	7,000 円
																							3 件	23,000 円	16,000 円	

(1) 次に掲げるいずれかの区の施策と整合する活動を区の区域内で行っていること。  
 ア まちの活性化を図り、魅力を発信する活動  
 イ 地域特性を生かしたまちづくりに資する活動  
 ウ 子どもの健全育成に資する活動  
 エ 歴史又は文化の保存・継承に資する活動  
 オ 福祉の向上に資する活動  
 カ 健康の維持・増進を図る活動  
 キ 共生社会の推進を図る活動  
 ク 文化又はスポーツの振興を図る活動  
 ケ アからクまでに掲げるもののほか、区長が認める活動

(2) 営利を目的としない団体であって、前号に掲げる活動を主たる目的としていること。  
 (3) 総会、理事会等により団体の意思決定を行っていること。  
 (4) 定款、規約その他これに類するものを備えていること。  
 (5) 団体の活動に関する情報を広く公開していること。  
 (6) 5名以上の構成員で組織されていること。  
 (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。  
 (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項又は第8条第1項に規定する処分を受けていないこと。  
 (9) 前号の処分を受けている団体の構成員の統制の下にないこと。  
 (10) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的としないこと。  
 (11) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としないこと。